



「入試過去問題活用宣言」について

国立大学法人 岐阜大学 学長

黒木 登志夫

◆過去問題活用宣言の背景◆

どこの大学でも同じであろうが、入学試験は大学にとって重要な行事であると同時に、担当者にとっては苦勞することが多い割には、報われることの少ない仕事である。問題作成から、採点、そして、最後の電算処理まで、大学外の人には想像できないほどの多くの人が関わっている。岐阜大学（5学部、学部学生数およそ6,500名、教員800名）規模の大学でも、100人ほど、教員の12%以上になる。その上、社会の目も厳しく、少しでも間違いがあれば、マスコミが報道し、大学は非難される。入試担当教員からの苦情を聞くたびに、何かよい方法はないかと考えていた。

医師国家試験にしても、進級判定共用試験にしても、医師になるための試験は、プールされた莫大な問題を利用している。限られた試験範囲のなかで、良問を作ろうとすると、毎年問題を新たに作るには、自ら限度があるし、忙しい臨床の教授にしょっちゅう問題作成を依頼することもできない。問題をプールする制度は、必要から生まれた最善の解決策であろう。大学入試にも同じような考えで対処できないか考えたとき、過去問題の使用に思い当たった。2005年11月、長崎で開かれた国立大学協会総会で、何人かの学長に、個人的にこの考えを話したところ、直ちに賛成してくれた学長が多かった。

入試は、国立、公立、私立のすべてに共通した問題であることから、最初から設置形態を問わない方針を立てた。岐阜大学の単独提案ではなく、共同提案の方が説得力もあるので、国公私立のいくつかの大学に呼びかけ、20校に共同提案校になっていただいた。その中からお茶の水女子大、名古屋市立大学、順天堂大学に準備委員として入っていただき、討論を重ねた上、2006年10月、全国の国公私立400大学に、「入試過去問題活用宣言」（別掲資料参照）を呼びかけるところまでこぎ着けた。

◆入試過去問題活用宣言の意義

これまでにそれぞれの大学が作成してきた入試過去問題は膨大な数に達し、その中には良問が蓄積されている。そのような問題は、大学コミュニティの共有財産とみなし、お互いに活用しよう、というのが宣言の趣旨である。さらに、過去問題と類似した問題は、間違いであ

るという、これまでの考えを改め、問題作成者の束縛を解放し、本来の仕事である教育と研究に専念できるようになればと思った。

過去問題が使えるようになったからといって、安易に過去問題に頼るのは本来の目的ではない。それぞれの大学のアドミッションポリシーにしたがって、問題を作成すべきであることには、これまでと変わらない。透明性、公開性を保つため、宣言参加大学は、入試要項のなかでその旨を記載し、さらに過去問題を使用した場合は、原問題作成大学に通知すると同時に、受験生にも何らかの形で周知することを義務づけている。

「入試過去問題活用宣言」に当たっては、文部科学省大学振興課大学入試室とも十分連絡を取りながら進めてきたし、文科省からも、好意的に受け止められている。また、マスコミからの評判も良く、日経、朝日、読売などの全国紙が好意的に紹介してくれた。特に朝日新聞は、07年1月28日の朝刊一面で大きく取り上げた。過去問題を使用することは、一般の人に好意的に受け止められたといってもよいであろう。

◆医学部をもつ18大学が参加

この呼びかけに対して、2007年3月末の締め切りまでに、68校から参加申し込みがあった。その内訳は、国立24校、公立10校、私立34校である。そのうち、医学部をもっている大学は表に示す20校である。われわれとしては、初年度に100校以上の参加を期待していたが、後に述べるような誤解があり、学内の合意が得られない大学が多かったと聞いている。とりあえず、66校で2008年度（平成20年度）入試から、実施することにした。今後も毎年、未参加大学に働きかけ参加大学の輪を大きくしていきたい。

◆著作権の問題

著作権法第36条により、試験問題として著作物を複製する場合は、著作権保護の例外措置として、著作権が及ばない。また、入試問題そのものは、著作権法第15条の定めるところにより、作成大学に著作権がある。すなわち、過去問題は問題出題校に著作権が存在するが、それを入試問題として使用する限り、著作権は及ばない。しかし、過去問題を問題集として出版したり、ホームペー

ジに公表すると著作権法に触れることになる。

このため、「入試過去問題活用宣言」では、過去問題を集めた本を作ったり、ホームページに再掲することはせず、単に宣言にとどめることにした。

◆入試過去問題活用宣言の誤解

「入試過去問題活用宣言」の呼びかけに対し、それぞれの大学は入試委員会などで検討したが、学内合意に至るのに苦労した大学も少ないと聞いている。たとえば、この宣言に参加すると、過去問題を使わねばならないのではないかと、という誤解である。宣言に参加したからといって、過去問題の使用が強制されるわけではない。それぞれのアドミッションポリシーにしたがって問題を考え、それに合う過去の良問があるときは、学内で充分検討した上、使用すればよい。しかし、この問題については、なかなか誤解が解消しないため、「過去問提供大学」という枠を新たに作成した。これらの大学は、過去問題を他大学が使用するの認めるが、自大学では使用しな

い、というものである。しかし、本来このような大学は「活用宣言」に参加すべき大学であり、近い将来「参加大学」として参加していただけるものと思っている。提供大学は、三重大学、岡山大学、琉球大学を含む5大学である。

また、宣言に参加すると、入試問題も作成できないような大学と見られるという反対もあったというが、これは全くの誤解であることは言うまでもない。

現在まで私立医科大学で宣言に参加しているのは、表に示した4大学のみである。多くの医学系私立大学の参加を期待している。QandAを含め、詳しくは、ホームページ (<http://www.nyushikakomon.jp/>) を見ていただきたい。疑問の点があれば、岐阜大学の教育担当副学長あるいは入試課長まで直接お問い合わせいただければ幸いである。

入試過去問題活用宣言

21世紀には、これまでもまして、知識を基盤とした社会形成が求められています。大学は、知のインフラストラクチャーとして、社会から大きな期待を寄せられておりますが、なかんずく、次世代を担う若者の教育は、大学が社会に対して果たすべき最大の義務であると同時に責任です。

これまで、それぞれの大学は、それぞれのアドミッションポリシーにしたがった選抜を行うと共に、多様な受験者に対応すべく努力を重ねてきました。受験生の高等学校における勉学を反映しながら、大学における教育に対応できるよう、入試問題の作成にも全力を尽くしてきました。大学入試問題は、その一方、高等学校の教育にも大きな影響を与えます。高等学校と大学の間のインターフェイスとしての入試問題の重要性は今後ますます高まるものと考えられます。

これまでに受験の場で使用された入試問題は、膨大な数になります。その中には、数々の良問が蓄積されています。これらの入試問題は、それぞれの大学に所属するものですが、同時に、大学コミュニティの共有財産としての側面を持っております。このような考えに立ったとき、それぞれの大学の入試過去問題をお互いの共有財産として活用しようという本宣言の基本的認識に至ります。それは同時に、他大学の入試過去問題の使用は重大なルール違反というこれまでの通念、あるいは重圧からの解放を意味します。それぞれの大学は、アドミッションポリシーにしたがった入試に向けて、より効率的な対応が可能になるでしょう。

文部省大学審議会（当時）も、入試業務の過大な負担を懸念して、良問が蓄積されている大学入試センター試験の過去問題の再利用を平成12年に提言しております。

学部入試（前期及び後期）の過去問題を本宣言の対象とします。

入試過去問題活用宣言への参加大学は、入試過去問題を公表している4年制及び6年制の大学とし、国立、公立、私立などの設置形態を問いません。大学入試センターにも参加を呼びかけます。

入試過去問題活用宣言参加大学は、次に掲げる方針を宣言するものです。

1. 入試過去問題を大学コミュニティの共有財産との考えの基に、本宣言参加大学は、自大学の入試過去問題を参加大学間で使用することを承認します。
2. 本宣言参加大学は、入試過去問題を活用したとしても、それに安易に依存することなくアドミッションポリシーにしたがい、入試問題を作成します。
3. 入試過去問題をそのままの形で使用することも、一部改変して使用することも可能とします。
4. 入試過去問題使用の責任はすべて使用大学に帰します。
5. 入試過去問題活用宣言への参加は、入試要項などで事前に公表し、使用過去問題については、入試終了後、原問題作成大学に通知すると同時に、受験生に分かるような形で公表します。
6. 入試過去問題活用は平成20年度入試（平成20年2-3月実施）から開始します。

《表》「入試過去問題活用宣言」に参加した医学部をもつ大学（20校）

国立 旭川医科大学／弘前大学／秋田大学／山形大学／金沢大学／山梨大学／信州大学／岐阜大学／
滋賀医科大学／鳥取大学／愛媛大学／九州大学／熊本大学／宮崎大学

公立 名古屋市立大学

私立 順天堂大学／昭和大学／日本医科大学／東京慈恵会医科大学／関西医科大学